

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

平成30年度事業計画書

○基本方針

少子高齢社会の進行に伴い、公的サービスだけでは対応できない福祉課題が、拡がり増加しています。

そのような中で、一人ひとりが地域に関心をもち、お互いを尊重し、支えあう事により、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができる、心豊かでぬくもりのある地域づくりを目指し、「第3次大仙市地域福祉計画」と一体的に策定した、大仙市社会福祉協議会の「第4期地域福祉活動計画」を基本として事業を展開します。

特に今年度は計画期間の最初の年であり、計画に謳われたそれぞれの事業の内容や仕組みを再考し、地域における多様なニーズへの的確な対応をまいります。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法人として「経営組織統治の強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域での公益的な取り組みの強化」を行い、社会福祉協議会の役割や活動に対する地域住民の理解を促進します。

また、経営改善を図るための新しい取り組みに関する検討を行います。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会、まちづくり委員会などを開催し、その役割などの明確化や、運営体制の充実を図ります。
- ②適正かつ公正な支出管理に努めます。
- ③事業活動状況や財務状況に関する情報を積極的に公開・発信し事業運営の透明性の向上に努めます。
- ④会長・副会長会議を開催します

2. 地域福祉部門

今年度は、市の第3次地域福祉計画と一体的に策定した第4期地域福祉活動計画の初年度であり、その基本理念である「地域みんなで支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」を実現するため、計画の展開（5つの柱）に沿った各種事業を着実に進めてまいります。

1. 「つながろう！」 地域の人との交流を進めます

(1) 地域の交流の場づくり

町内会・自治会等が高齢者や世代間交流を目的として行うサロン活動を進め、今まで開催していなかった地域にもアプローチし、交流機会の提供に努めます。

① ゆいゆい交流会

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ経費の助成を行います。

② ふれあいサロン事業

社協が主導し、町内会や自治会と共に、町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。

③ 地域福祉活動サポーター養成

地域で、サロン等の「居場所」づくりや交流活動を担う人材を養成し、生きがいや健康づくりを通して、地域住民の介護予防活動を進めることを目的として実施します。

④ 無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて職員を派遣し、自主的に行われる交流事業を支援します。

⑤ 高齢者等交流事業

地域毎に高齢者世帯等を対象として、会食会や世代間交流会等を実施します。

⑥ 地域の独自事業

○ ふれあいサロン祭り（神岡）

神岡地域全体のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

○ ニコニコふれあい広場（神岡）

小学校と共催し、学年ごとに分かれ様々な催し物で地域の方々と世代間交流を図ります。

2. 「支え合おう！」 力を合わせて共助のまちを目指します

(1) 小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となって、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。

①福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯の調査を行います。

②気になる世帯訪問

福祉実態調査による「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、必要に応じて職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

③福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・ 地域福祉関係機関等連絡会
- ・ 各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 防火診断（消防と協力）
- ・ 福祉関係施設等との連携（施設職員等による講座の実施や会場の提供など）

④福祉員活動の推進

地域の福祉アンテナ役として、地域や町内毎に福祉員を委嘱します。

福祉員は、地域の生活課題を一人の住民として早期に発見し、社会福祉協議会や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、社会福祉協議会会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。

⑤お隣ネット

緊急通報システム設置世帯等で民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換や緊急時対応の確認を行います。

⑥ふれあいコール

○緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあいコール」を行います。

○市営住宅に入居する一人暮らし高齢者で安否確認を希望する方に対して、週2回電話での安全確認業務を実施します。

(2) 福祉のまちづくり委員会

福祉のまちづくりを進めるために支所毎に設置し、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、新たな事業の創出など地域福祉活動を推進します。

(3) 町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図ると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

(4) 生活支援体制整備事業

①くらしサポート協議会活動

助け合いや支え合いの地域づくりを推進するために地域毎に設置し、構成員それぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して地域に合った事業やサービスなどを創出します。

②生活支援コーディネーター活動

地域のニーズや社会資源を把握し、地域の方々やくらしサポート協議会、関係団体等と協働してその地域に合った支え合いや助け合いなどの仕組みづくりのコーディネートを行います。

(5) 結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを行います。

対象者 ・ 概ね65歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯
・ 障がいをもつ単身者世帯

(6) 地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

(7) 身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布します。

(8) 地域の独自事業

○ふれあい弁当（協和）

荒川・船岡・峰吉川・淀川の4地区社協が主体となり、12月～2

月の期間の各月1回、一人暮らし高齢者や障がい者世帯の方へ手作り弁当を届けます。

弁当は、協和小学校児童が掛け紙を作成し、市民ボランティアと協和中学校生徒が調理と配達を行います。

3. 「ひろげよう！」 福祉の心を育み、ボランティアの輪を広げます

(1) 市民ボランティア活動の充実

地域や学校、施設等と連携しながら、ボランティアやボランティアの受け手といった、人と人が交わるボランティア活動を充実させます。

① ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。

② ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。

③ 除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する支援を行います。

④ 災害ボランティアセンターの運営

大規模な災害時に市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災時に備え、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。

(2) 児童・生徒のボランティア活動推進

① サマーショートボランティア

小・中・高校生を対象に、夏休みを利用したボランティア体験学習を実施します。

② バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中学生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験）を行います。

③ ゆいゆいきゃっぷ回収事業

児童・生徒のエコ意識の向上やゴミ再資源化のため、ペットボトルキャップの回収を行い、それを売却することで得た収益金を大仙市共同募金委員会へ募金し、地域の福祉活動に役立てます。

④福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域毎に小・中・高等学校・特別支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行います。

4. 「受け止めよう！」 相談窓口の連携を強化します

(1) 総合相談援助事業

市民の相談窓口として周知を行い、関係機関と連携した体制を整えます。

年齢や疾病・障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して地域で暮らすことができるよう、関係機関や事業所との連携を強化し、必要な支援につなげることができるよう、総合相談窓口としての機能を果たします。

①総合相談援助事業

職員による一般相談を随時受け付けます。

②高齢者等相談支援事業

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を実施します。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

また、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画を作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

5. 「届けよう！」 必要な福祉サービスを提供します

(1) 食の自立支援事業

利用者宅に定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いをします。

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。

○日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。

○書類等の預かりサービス

預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。

(3) 資金貸付事業

①たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。

②生活福祉資金貸付事業

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。

(4) 福祉サービス・地域活動等の情報発信

地域の福祉活動や社会福祉協議会の事業などを、広く市民へ周知する機会を活用し、情報と届けます。

①広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。

また、地域の福祉情報や社会福祉協議会の支所事業など、身近な情報発信のため地域版広報「支所だより」を発行し、地域内の全世帯へ配布します。

②ホームページの作成

インターネットから社会福祉協議会の福祉サービスや、福祉活動などを紹介するため、ホームページを作成します。

③コミュニティFMの活用

暮らしの相談窓口の紹介やボランティア活動に関する情報など、社会福祉協議会の「福祉の情報」を、ラジオ放送を活用して発信します。

④社会福祉大会の開催

福祉活動にかかわる関係者が一堂に会し、「市民が主体的に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を目指して開催します。

⑤エンゼル事業

乳児を養育する保護者への子育て支援として、紙おむつを贈呈しながら、若い世代への福祉サービス等の情報提供を行います。

(5) 家族介護教室事業・家族介護者交流事業

○家族介護教室事業

在宅で高齢者を介護している方や近隣の支援者を対象に、介護相談・介護予防の知識・技術の習得などの教室を開催します。

○家族介護者交流事業

在宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流を深めるとともに心身のリフレッシュを図ります。

(6) 車いす・レクリエーション用具等の貸出

短期間の外出等に使用するための車いすや、地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレク用具を無料で貸出します。

(7) 歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○見舞金・見舞品の贈呈事業

要援護世帯、長期療養者等に見舞金・見舞品を贈呈します。

○ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者約2,200世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付します。

(8) 地域の独自事業

○福祉講座（西仙北）

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉講座を開催します。

○火災警報器設置（中仙）

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○紙おむつ援助事業（南外・仙北）

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

○男性料理教室（仙北）

バランスのとれた食事を自分で作ることができるよう、栄養士（健康増進センター東部）の協力を得て男性料理教室を開催します。

○介護予防デイサービス・自立のデイサロン事業（仙北）

要介護状態になるおそれのある概ね65歳以上の高齢者に対し、体力向上・介護予防トレーニングやレクリエーションなどを行い、健康保持や増進を図ります。

3. 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるようにいろいろな機関と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点になり提供します。

高齢者世帯や障がい世帯の日常生活の中で、公的な制度では受けられないサービスを支援する「ちょっとサービス」を必要な人に活用していただけるよう、広報活動に力を入れていきます。

(1) 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

① 居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、要介護状態の軽減、または悪化の予防に資することを目指し、その人らしい自立した生活を営むことが出来るように、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し 利用者の支援を行います。

② 訪問介護事業

平成30年度も引き続き質の高いサービスを提供するため、職員が、個々に研修目標をたて、一人ひとりのスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

③ 訪問入浴事業

中央・西部の2ステーションで事業を行います。看護師と介護員の3人体制で訪問し、主治医と連携を図りながら安心して入浴してもらえるようサービスの提供に努めます。

④ 要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

⑤ 介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメント作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方やチェックリストで総合事業対象者と認められた方が、介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランや介護予防ケアマネジメントを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

(2) 障害者総合支援サービス

法令を遵守しそれぞれが障がいに対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

また、障害者相談支援事業所を設置するための検討をすすめます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り 自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援護については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

②地域生活支援事業（大仙市から受託）

障がい者の安心安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

（3）その他

①ちょっとサービスの実施

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯を対象に調理、掃除、買い物や病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

4. 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談室）部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託で、旧大曲の南部地域と協和地域の高齢者の様々な相談に応じながら、地域住民が住みなれた地域で安心して生活ができるように支援していきます。

介護保険サービスだけでなく、その他の公的なサービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援者及び事業対象者と認定された方に対して、自立支援を目的とした訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの他、一般介護予防など適切なサービス包括的かつ効率的に提供されるように必要な援助を行います。

（2）包括的支援事業

①総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメント

主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者が地域において自立した日常生活をおくることができるよう、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメント実現ための支援を行います。

③認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業）

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

（3）指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者が介護サービス等の適切な利用で、自立した生活が送れるような予防給付ケアマネジメント業務を行います。